

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

1 概要

「貧困ビジネス」への規制の強化を図るため、社会福祉法の一部が改正され、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省が省令で定める基準に基づき、都道府県が条例を定めることとされました。

これに伴い、本県においても、次のとおり条例を制定します。

なお、社会福祉法の大都市特例により、岐阜市内の事業所については、市の条例が適用され、県の条例の適用対象から除かれます（社会福祉法第126条）。

【無料低額宿泊所とは】

省令第1条に規定する次の施設を指します。

性 格
社会福祉法に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設

2 条例で定める基準の概要

(1) 県独自の基準を設けるもの

① 運営規程に明記する重要事項の見直し

省令の内容		県の基準（案）
運営に関する基準 (参酌すべき基準) 省令第7条第1項	無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項	無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 <u>七 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項</u> 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

【理由】

○運営規程は、無料低額宿泊所の適正な運営及び利用者等に対する適切な無料低額宿泊所サービスの提供を確保するためのものですが、「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」に

については、無料低額宿泊所の選択時には、利用希望者にとって欠くことができない重要な情報のひとつです。このため県では、独自の基準として、この事項についても運営規程で定める重要事項に位置付け、施設の運営規程の整備を図ることとします。

② 掲示方法の追加

	省令の内容	県の基準（案）
運営に関する基準 (参酌すべき基準) 省令第27条	<p>1 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。</p>	<p>1 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 無料低額宿泊所は、前項の事項について、当該無料低額宿泊所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。</u></p> <p>3 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。</p>

【理由】

○サービスの選択に資する重要事項の情報提供については、単に施設内での掲示にとどまらず、ホームページに掲載するなどの取組を各施設に求めることで、施設サービスの質の向上も一層進むと考えられます。このため県では、県独自の基準として、インターネット等により幅広く施設の情報を公表することを努力義務として規定し、情報提供の強化や施設サービスの質の向上の促進を図ることとします。

(2) 国の基準どおりに定めるもの

○上記以外の基準については、県独自の内容は設けず、国の基準のとおり条例化することとします。

【国の基準どおりに定める主な項目と内容】

	主な項目	主な内容
職員及び人員等	<p>・職員の資格 (標準とすべき基準) 省令第6条</p>	<p>・施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者や社会福祉士など）若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>・施設職員（施設長を除く。） できる限り社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めること。</p>
	<p>・職員の配置 (標準とすべき基準) 省令第13条</p>	<p>・入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。</p> <p>・生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に該当する場合は、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。</p>

施設及び設備	<ul style="list-style-type: none"> 規模 (標準とすべき基準) 省令第10条 	<ul style="list-style-type: none"> 5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> 設備 (標準とすべき基準及び参酌すべき基準) 省令第12条 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室及び洗濯室又は洗濯場を設置しなければならない。 一の居室の定員は、一人とすること。 ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43㎡以上とすること。 ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上とすること。
運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 入居に係る説明・契約等 (標準とすべき基準) 省令第14条 	<ul style="list-style-type: none"> 入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持等 (標準とすべき基準) 省令第28条 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の対応 (標準とすべき基準) 省令第31条 	<ul style="list-style-type: none"> 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> 会計等記録 (参酌すべき基準) 省令第9条 	<ul style="list-style-type: none"> 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策 (参酌すべき基準) 省令第8条 	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

【標準とすべき基準】

条例で定める際に、法令の「標準」を基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容される基準

【参酌すべき基準】

条例で定める際に、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許される基準

3 施行日

令和2年4月1日（予定）

